

## 障害者自立支援法が施行されます

平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、障害者施策が大きく変わります。これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等が「障害者自立支援法」に基づく新たな制度に変わります。

この法律は、障害者一人ひとりが障害の種別にかかわらず、地域で安心して暮らせる社会の実現をめざしています。新たな制度のポイントは次の5点です。

- ①障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用するために組みを一元化します。
- ②障害補償と賠償の対象となる活動の例
- ③災害補償保険に加入しているよう、市では市民活動等の公益活動に参加できます。
- ④市民活動(ボランティア活動等)に参加できるよう、市内に活動拠点を置く市民及び市民活動団体が、市民活動中に不測の事故にあり、参加者や指導者が負傷したり死亡した場合や、指導者が参加者や第三者に損害を与える法律上の損害賠償責任を負うことになった場合に補償す

るもので、傷害補償と賠償責任補償により構成されています。市民活動中に事故にあわれた場合、保険金の給付の対象となります。

■事前の登録手続きや、保険契約の申し込みの必要はありません。

市民または市民活動団体を被保険者として、市が契約し保険料を負担します。

■社会福祉協議会

「戦没者の父母等の皆さんへ」「戦没者等の妻の皆さんへ」の特設給付金の請求受付が開始されています。また、第二回い号(額面100万円、5年償還記名国債)の請求受付が平成18年3月31日で終了します。この給付金の対象となるのは、戦没者の父母・祖父母(養父母・養祖父母等)です。戦没者の子・兄弟姉妹は対象とはなりません。

■戸籍登録センター

「戦没者等の妻の皆さんへ」の特設給付金の請求受付が開始されています。また、第二回い号(額面200万円、10年償還記名国債)の請求受付が、平成18年3月31日で終了します。※まだ、請求手続きがお済みでない方は、社会福祉課庶務福祉計画担当で手続きをしてください。

問合せ社会福祉課または東京都福祉保健局生活福祉部計画課 ☎ 03-5320-4077

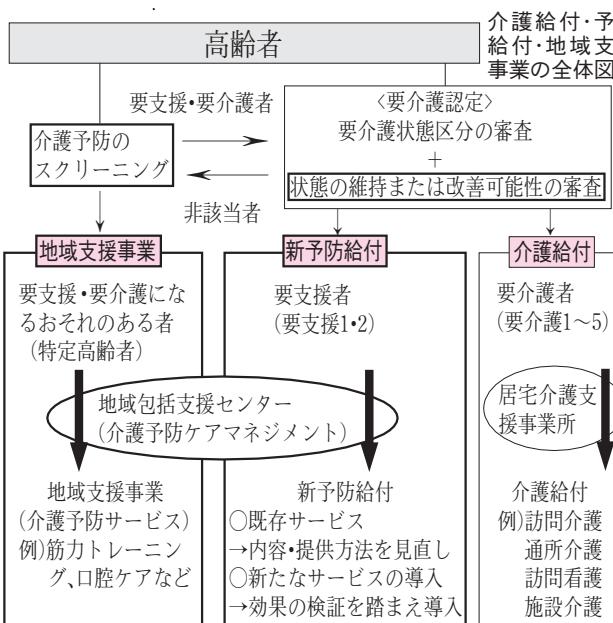
■地域支援事業について

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するために、新しい介護予防サービス(地域支援事業)がはじまります。要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者(特定高齢者)を対象に、筋力トレーニング、口腔ケア、栄養改善事業等の介護予防サービスを実施します。

■地域包括支援センターが設置されます

4月から地域包括支援センターが介護福祉課に設置されます。在宅介護支援センター加美・武藏野・南田園と連携を図りながら、高齢者が住みなれた地域で、安心して生活が継続できるよう支援していきます(福生市社会福祉協議会内の在宅介護総合支援センターは廃止されます)。

目的高齢者が住みなれた地域で安心して生活が継続できるよう、心身の健康の保持、保健・医療の向上、福祉の増進を包括的に行う中核機関として設置します。



**基本機能**

- ①総合相談→高齢者の総合相談、訪問による実態把握等を行い、必要なサービスの調整をします。
- ②包括的・継続的ケアマネジメント→地域のケアマネジャーへの指導・相談、主治医等とのネットワークづくりの支援等をします。
- ③介護予防ケアマネジメント→地域支援事業、新予防給付等の介護予防サービスが、効果的かつ効率的に提供されるようにします。
- ④虐待防止・権利擁護→権利擁護にかかる相談、虐待防止のネットワークづくり等をします。

問合せ介護福祉課介護保険係

## 介護保険法改正シリーズ②

介護保険制度が平成18年4月から改正となります。今回は要支援1・2の方を対象とした新予防給付、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者(特定高齢者)を対象とした地域支援事業、そして地域包括支援センターについて説明します。

### ■新予防給付について

新予防給付は、「本人のできることはできる限り本人が行う」という介護保険制度の基本理念をより徹底する観点から、今までのサービスを見直したもので、サービスの種類は下表のとおりです。生活機能の維持・向上を積極的にめざす観点から、従来のサービス内容や提供方法が見直されます。また、既存サービス(通所サービスなど)のメニューの一つとして筋力トレーニングや口腔ケア、栄養改善などの新しいメニューも導入されます。新しい介護予防サービス(新予防給付)の対象者は、介護認定審査会によって要支援1および要支援2と判定された方です。これまで要支援の方はケアマネジメントを行なうのはケアマネジャーでしたが、今後は地域包括支援センターが行うことになります。これまで以上に改善可能性をきちんと評価し、本人の意欲を高め、できることを増やしていきます。

介護予防サービス		地域密着型 介護予防サービス
介護予防訪問介護	介護予防短期入所生活介護	介護予防認知症対応型通所介護
介護予防訪問入浴介護	介護予防短期入所療養介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防訪問看護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防訪問リハビリテーション	介護予防居宅療養管理指導	
介護予防通所介護	介護予防福祉用具貸与	
介護予防通所リハビリテーション	特定介護予防福祉用具販売	